

改 正	現 行
<p>平成 19 年 5 月 28 日制定 (国空乗第 92 号)                      平成 22 年 4 月 28 日一部改正 (国空乗第 64 号)                      平成 23 年 6 月 29 日一部改正 (国空乗第 128 号)                      平成 24 年 3 月 30 日一部改正 (国空航第 19 号)                      平成 25 年 11 月 27 日一部改正 (国空航第 686 号)                      平成 27 年 3 月 30 日一部改正 (国空航第 1005 号)  <u>平成 30 年 6 月 12 日一部改正 (国空航第 182 号)</u></p>	<p>平成 19 年 5 月 28 日制定 (国空乗第 92 号)                      平成 22 年 4 月 28 日一部改正 (国空乗第 64 号)                      平成 23 年 6 月 29 日一部改正 (国空乗第 128 号)                      平成 24 年 3 月 30 日一部改正 (国空航第 19 号)                      平成 25 年 11 月 27 日一部改正 (国空航第 686 号)                      平成 27 年 3 月 30 日一部改正 (国空航第 1005 号)</p>
<p>国土交通省航空局安全部運航安全課長</p>	<p>国土交通省航空局安全部運航安全課長</p>
<p>航空身体検査付加検査実施要領</p>	<p>航空身体検査付加検査実施要領</p>
<p>1. 目的 (略)                      2. 検査項目、実施時期、検査方法等 (略)                      3. 付加検査の申請                      (1) (略)                      (2) (1)において、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格(航空身体検査マニュアル <u>II-4-3</u>の対象者に限る。)の判定を受けた者(以下「大臣判定条件付き合格者」という。)が加齢航空機乗組員としての乗務を希望する場合には、付加検査の申請に先立ち、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。                      4. 付加検査の実施 (略)                      5. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い (略)</p>	<p>1. 目的 (略)                      2. 検査項目、実施時期、検査方法等 (略)                      3. 付加検査の申請                      (1) (略)                      (2) (1)において、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格(航空身体検査マニュアル <u>旧II-8</u>対象者及び<u>II-4-5</u>特別判定指示対象者を含む。)の判定を受けた者(以下「大臣判定条件付き合格者」という。)が加齢航空機乗組員としての乗務を希望する場合には、付加検査の申請に先立ち、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。                      4. 付加検査の実施 (略)                      5. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い (略)</p>

航空身体検査付加検査実施要領 新旧対照表

改 正	現 行
<p>6. 付加検査結果の判定等 (略)</p> <p>7. その他 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 (平成 30 年 6 月 12 日)</u></p> <p><u>1. 本要領は、平成 30 年 7 月 17 日から適用する。</u></p>	<p>6. 付加検査結果の判定等 (略)</p> <p>7. その他 (略)</p> <p>附則 (略)</p>